

平成 29 年 10 月 30 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

平成29年台風第21号による災害による被害に係る 経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました(三重県、和歌山県)

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成29年10月26日及び27日に災害救助法の適用が決定された市町及び隣接する地域において被災した電気の需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成29年台風第21号による災害により、三重県及び和歌山県において多数の被害が生じたため、10月26日及び27日に三重県伊勢市(いせし)、度会郡玉城町(わたらいぐんたまきちょう)、和歌山県新宮市(しんぐうし)に対し、災害救助法の適用が決定されました。

本日、中部電力株式会社及び関西電力株式会社から、災害救助法適用市町村(※1)及び隣接する地域(※2)において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、電気料金の免除等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

また、東邦瓦斯株式会社から、災害救助法が適用された市町村のうち三重県伊勢市において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、ガス料金の免除等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

これを受け、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気については、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定及び電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、ガスについては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第4項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第20条ただし書の規定及びガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

なお、当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日(※3)まで遡及して適用されます。

(※1)災害救助法適用市町村 :三重県 伊勢市(いせ)、
度会郡玉城町(わたらいぐんたまき)
和歌山県 新宮市(しんぐう)

(※2)隣接する地域 :三重県 熊野市(くまの)、志摩市(しま)、鳥羽市(とば)、多気
郡多気町(たきぐんたき)、多気郡明和町(たきぐん
めいわ)、度会郡南伊勢町(わたらいぐんみなみい
せ)、度会郡度会町(わたらいぐんわたらい)、南牟
婁郡紀宝町(みなみむろぐんきほう)
和歌山県 田辺市(たなべ)、東牟婁郡那智勝浦町(ひがしむろ
ぐんなちかつうら)、東牟婁郡古座川町(ひがしむろ
ぐんこざがわ)
奈良県 吉野郡十津川村(よしのぐんとつかわ)

(※3)災害救助法適用日:三重県 伊勢市、度会郡玉城町(10月22日適用)
和歌山県 新宮市(10月21日適用)

本ニュースリリースは、第114回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねま
す。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 新川
担当者:下村・石原・團野
電 話:03-3501-1511(内線 4361~4)
03-3501-1529(直通)
03-3501-1540(FAX)

(別紙)

特定小売供給約款についての特別措置の概要（電力）

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成 29 年 9 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、10 月及び 11 月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1 ヶ月間延長する。

②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成 30 年 4 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成 30 年 4 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 30 年 4 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成 30 年 4 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

託送供給等約款についての特別措置の概要（電力）

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の平成 29 年 9 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、10 月及び 11 月分の料金算定日を各々1 ヶ月間延長する。

②不適用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成 30 年 4 月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

④臨時工事費の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成 30 年 4 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 30 年 4 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成 30 年 4 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成 30 年 4 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要（ガス）

災害救助法が適用された三重県伊勢市において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった需要家が、同一の場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成 29 年 11 月末日までに申出があった場合、そのガス工事費は、全額東邦瓦斯株式会社の負担とする。
2. 被災した需要家の平成 29 年 10 月分及び 11 月分の各ガス料金の支払期限および供給停止不可期間をそれぞれ 1 か月間延長する。
※供給停止不可期間：検針日の翌日から数えて 50 日間。
3. 被災日（平成 29 年 10 月 22 日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 1 か月間において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった場合については、ガス料金の基本料金を免除する。

託送供給約款についての特別措置の概要（ガス）

災害救助法が適用された三重県伊勢市において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった需要家が、同一の場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成 29 年 11 月末日までに申出があった場合、そのガス工事費は、全額東邦瓦斯株式会社の負担とする。
2. 被災した需要場所に係る平成 29 年 10 月分及び 11 月分の各託送供給料金の支払期限を 1 か月間延長する。
3. 被災日（平成 29 年 10 月 22 日）の属する託送供給料金の算定期間の次の算定期間から 1 か月間において、被災した需要場所においてガスが全く使用されなかった場合については、託送供給料金の基本料金を免除する。